

岸和田市人権施策基本方針改訂(案)への意見

テーマ	場所	現状	修正(案)	意見
全体を通して				方針にどこまで書くのか。プランとの棲み分けは。
		「啓発活動」という文言について		人権・男女共同参画課や庁内関係課だけでなく、社会福祉協議会や教育委員会など、関係諸団体も巻き込んで活動を行っていくべきものだという内容を盛り込んで欲しい、伝えたい。
1 国内外の人権尊重の潮流 (P.1)	P.2			<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する世界的な動きと言うことであれば、SDGsへの言及もあった方がよいのではないか。(別紙) ・大阪府人権尊重の社会づくり条例について、大阪府では現在、ヘイトスピーチ禁止を盛り込むため条例改定に向けて動いている。大阪府の条例改定とタイミングがあれば、府の動きを追加して入れてはどうか。
2 岸和田市におけるこれまでの取り組み (P.2)	P.2 1行目	岸和田市では、昭和50(1975)年の「人権擁護都市宣言」以降		・文章が唐突に始まっている。1ページに「平成9(1997)年の「人権擁護施策推進法」の施行により、～」という文章があるが、その都市の22年前に人権擁護都市宣言をした経過などを入れたらどうか。
	P.3 段落3 3行目	平成28(2016)年度の人権に関わる3つの法律の施行など、関係法令との整合を	平成28(2016)年度の人権に関わる3つの法律をはじめとする関係法令との整合を	
	P.3 段落4 1行目	平成18(2006)年に改訂された「岸和田市人権施策推進プラン」	平成19(2007)年に改訂された「岸和田市人権施策推進プラン」	
3 基本理念 (P.3)	P.3 段落3 2行目			権利の行使に伴う責任を自覚し、の責任とは？
	P.4 段落2 1行目	市民の命と財産を守ること		「命と財産」の表現に違和感。大きく言えば、幸福追求＝権利＝市民の安心・安全を守る ということになるのでは？
	P.4 段落2 3行目	日本語がわからない人	外国人、コミュニケーションに支援が必要な人	

4 私の人権 (P.4)	P.4.段落1 1行目 『好きな勉強をする』 に関する用語解説 →P.31	学問の自由・第23条 第23条 学問の自由は、これを保障する。	学問の自由・第23条 第23条 学問の自由は、これを保障する。 教育を受ける権利と受けさせる義務・第26条 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。	
	P.4.段落1 1行目	愛する人と結婚する		「結婚をするかしないかを選択することができる」といった表現ではどうか。
	P.4.段落3 2行目	誰にも邪魔されないこと	不当に制限されないこと	
	P.4.段落4 1行目	人が生まれたときから持っている自由と権利である人権	すべての人が生まれたときから持っている自由と権利である人権	・”権利”は人(相手)に要求するもの。「自由」と「権利」は並列にはならないのではないか。 人権→自由権、社会権 ・人権はマイノリティだけのものではないので、人の前に「すべての」を補う。
5 人権施策 の基本方向 (P.5)	P.5 1 人権啓発と教育の推進		前文に以下を追加。 人権を守っていく市民の自発性を伸展させていくことが必要であり、市と市民が対等なパートナーとして、地域の人権課題を解決していくことができるような自立した市民の育成が必要です。	・人権啓発と教育の推進の部分には、すべての人は権利の主体であるという権利学習の必要を追記することが必要では。
	P.5 1 人権啓発と教育の推進の(1)の①さまざまなタイプの啓発		以下を追加。 人権を考える市民の集い→たくさんの人に人権に気づいていただく機会とする。 人権セミナー→地域に出かけることで普段参加しにくい人も参加してもらう機会とし、地域課題に応じた啓発を実施し、地域のリーダー育成の場とする。 専門講座→より専門的な内容で、リーダー養成の機会とする。	
	P.5 (2)人権教育の推進の ①	① 人権及び人権問題についての理解を深め、～	① 自分は権利の主体であることを学ぶことが必要であり、人権及び人権問題についての理解を深め、～	

	P.6③ 4行目	社会における人権教育・学習の充実・振興を図ります。	社会における人権教育・学習の充実・新興を図ります。市民の力による、人権が尊重された地域コミュニティづくりをめざします。	
	P.6(③)新しい方法として			人権擁護委員以外に、市内のNPOや民間団体との連携で相談をひろっていく仕組みがつかれないか。
	P.7(1)①のドメスティックバイオレンス(略して、DV)(注2)に関する用語解説→P.32	DVは、一般的には「配偶者など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使い、～	DVは、本来、家庭内暴力を表す言葉ですが、一般的には「配偶者など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使い、～	【参考 内閣府男女共同参画局のホームページ】 「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。 「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」と呼ばれることもあります。
	P.7(1)④の下の方	施策を進めるような働きかけを進めます。	施策を進めるような仕組みづくりに取り組みます。	
6 主要課題 (P.8)				
1 女性の人権 (P.8)				男女は対等である、という文言を追記。DV加害を支えているものへの視点は？
	P.9.段落1 2行目	育児や介護の負担を軽減させるための施策の充実など		男性の長時間労働に伴う、女性の家事負担はまだ多い。 →性別的な役割分担意識が根強く残っているため
2 子どもの人権 (P.10)	P.10			・～の必要があります。で終わっているが、だから市はどうしていくのかという具体的なことを書くべきでは。 ・世界、国の動きの中に、改正児童福祉法にみる子どもの権利のことも入れてはどうか？ 【参考】 2016年5月改正児童福祉法成立、同年6月施行。 「子どもの権利条約」を基本理念として明記した改正児童福祉法が成立しました。理念の改訂は制定後初めて。日本が1994年に「子どもの権利条約」を批准してから22年、初めて、子どもの権利の理念(“権利の主体”)が位置付けられた。

	P.11岸和田市市内			<ul style="list-style-type: none"> ・岸和田市での取り組みとして、「無戸籍の子ども」への対応は市ではどうなっているか知りたい。深刻な問題であり、関心をもってもらいたい。 例えば、出産間もない女性がDVにより、避難していて、出生届が出せなかった場合など、子は、住民票をつくれないので、さまざまなサービスを受けることができないのでは？ ・虐待ホットラインやいじめの相談件数を掲載した方がよいのでは？ 相談の状況一覧にも子どもの相談に関するものはない。 ・2つめの●で、具体的な取り組みを例示したほうが分かりやすいのでは。 専門家と教育委員会が連携し〇〇などの対応をしています。
3 高齢者の人権 (P.11)				権利の侵害部分が弱いという感想です。
4 障害者の人権 (P.12)	P.13 また～の段落 3行目			障害者差別解消法部分は、府の条例についてもふれた方がよいのでは？
	P.13 また～の段落 5行目	合理的配慮の提供		<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮という言葉に(注)をつける必要があるのではないか。 ・当事者の想いを聴くのだが、まずは対話をして、過度の負担でない範囲で必要な変更や調整をするというような、補足説明が必要では。 ・障害者差別に関する相談件数が少ないのはなぜか。障害者自身やその家族への権利教育は？
	P.13 段落3 1行目	社会福祉施設などの設置に際して地域住民との摩擦(いわゆる施設コンフリクト)の問題		(注)をつけるべきでは。
	P.13 段落4 1行目			優生思想について。相模原事件を入れるのであれば、障害者の不妊・墮胎手術についても触れるべきでは。
	P.14 岸和田市市内	1つめの●の2行目 共生教育に取り組む活動について		具体例を入れると分かりやすいのでは。〇〇などの共生教育。
	P.14 岸和田市市内	4つめの● 障害者虐待防止センターを設置について		設置されてどうだったのかを書くべきでは。
	P.14 岸和田市市内	7つめの● ヘルプマークストラップやヘルプカードについて		(注)をつけるとわかりやすいのでは。

5 同和問題 (P.14)				<p>特別措置法の失効後、学校教育や職場研修が減る傾向にある。その結果、きちんと学ばずに、イメージやネット情報を鵜呑みにすることで、偏見が増大する。また、当事者と出会った経験がないと思われる人権課題でもある。</p> <p>学校や職場を含め、学ぶ機会をつくっていくことが必要。</p> <p>相談件数からみても、同和問題が解決したとは言えないのでは。</p> <p>【参考】</p> <p>■法務省人権擁護機関受理の人権侵犯事件(差別待遇<同和問題>) 2014年(140件) →2015年(126件) →2016年(91件) →2017年(106件)</p> <p>■大阪府・市町村で受理した相談件数(同和問題) 2014年(148件) →2015年(123件) →2016年(104件)</p>
6 外国人の人権 (P.16)	P.16 段落4	近隣住民とのトラブルにつながる可能性もあります。		だから市はどのようにするのか具体的に書くべきでは。
	P.17 岸和田市枠内	人権担当課ではの2つめの● 市役所の窓口の各種申請様式を工夫することの提案など、言葉の問題を解消する方策を研究します。		もっと具体的に書くべきでは。
12 北朝鮮当局による人権侵害問題 (P.22)	P.22			北朝鮮という具体的な国名を出していいのか。
16 当事者の家族の人権 (P.27)	P.27			こういった項目で起こす方がいいのか。それぞれの人権課題のところでふれる方法もある。